

韓国において OI モデル契約書 ver2.0 秘密保持契約書（新素材 編、AI 編）を活用するに際しての 留意点



崔達龍国際特許法律事務所

弁護士 崔公雄

著者は、高等考試第 14 回司法科(1962 年)を首席合格し、ソウル高等法院部長判事、大邱・大田高等法院長、初代特許法院長、大韓仲裁人協会顧問、韓国国際私法学会会長等を歴任し、法務法人和友の在籍を経て、現在は崔達龍国際特許法律事務所の諮問役を務めている。

【概要】

韓国において、秘密保持契約は、共同研究開発等を締結する際に、その前提として対象技術や製品の事前検討や検証に必ず必要であるので、最も先に解決しなければならない契約の類型である。

本契約書は、韓国企業と日本企業間の国際取引契約であり、現実における紛争解決は国際的な次元で解決しなければならないという点で、両国の法制度、訴訟、仲裁法だけでなく国際私法に関しても特に留意しなければならない。

2022 年に全面改正された韓国の国際私法は、準拠法と国際裁判管轄の両方を規律する包括的な法律となっている。

本 OI モデル契約書は、新素材や人工知能のような新しい先端技術に関するものであるだけに、通常国際取引書とは異なり、秘密情報が一切の資料、データ等、営業秘密まで網羅するように OI モデル契約書を修正変更して作成しなければならないものである。

【詳細及び留意点】

1. 条文解説

1-1. 準拠法の決定

国際取引契約において、準拠法の選択条項と裁判管轄の合意は、法的紛争解決のために最も重要な法的意味を持つ。

原則として、指定された国の準拠法が、本契約紛争の全ての法律問題に適用されるためである。

秘密保持契約の場合、研究開発事業を実施する地域において秘密情報が管理、利用される場合が多いため、違反行為も相手方の国で行われる危険性が高く、事業を実施する地域の法律を準拠法とすることが望ましい。

知的財産権に関連する問題への対応が必要な場合、基本的には、対象となる知的財産権の保護を受ける国の法律を準拠法として指定するのが望ましい。

契約当事者双方の交渉過程で解決する問題であり、執行の利便性も考慮して、裁判管轄とともに決定しなければならないものである。

韓国では、1962年に涉外私法を全面改正した国際私法を制定施行し、第24条に知的財産権の準拠法条項を新設して属地主義に基づいた保護国法主義を明示した。

そして、2022年に全面改正された国際私法（2022年7月5日施行、法律第18670号）には、第1章第2節に「国際裁判管轄」、第5章に「知的財産権」の項目が各々新設され、詳細な管轄規定が設けられた。

1-2. 日本の裁判所判決の韓国での執行可能性

韓国の民事訴訟法第217条は、2014年5月20日付の改正によって、外国判決の効力という項目を外国裁判の効力に改正し、原則として国際裁判管轄権、送達、公序良俗、相互保証の要件を備えた外国の確定判決と、これと同一の効力が認められる裁判は、承認されると規定した。

特に、相互保証があるか両国の承認条件が顕著な均衡を喪失せず、重要な点で実質的に差異がない場合には、相互保証要件を備えたものであると新たに規定した。

日本の民事訴訟法第118条、および日本の民事執行法第24条に照らして、日本の裁判所の確定判決は、原則として執行可能であるとみられる。

しかし、現実においては、自国企業の保護の立場から、公序等の他の要件を適切に解釈することにより、執行判決を得ることが必ず保証されるとはいえない。

韓国民事訴訟法は 2014 年の改正以降、第 217 条の 2 を新設して、損害賠償に関する確定判決等が、大韓民国の法律または大韓民国が締結する国際条約と基本秩序に顕著に反する結果を招く場合には、当該確定判決等の全部または一部を承認することができないと規定している。

執行の利便性を考慮する時、開発事業を実施する地域である韓国法を準拠法として指定することができる。

1-3. 裁判管轄

国際取引契約において、どの国で訴訟を提起するのかという裁判管轄問題は、紛争解決において最も重要な選択問題である。

現実的な救済を受けるためには、一般的に、侵害や契約違反が発生する国または侵害当事者の資産が所在する国で裁判を行うのが効果的であるため、必ずしも自国の裁判所が有利というものではない。

知的財産がどの国で利用されるかを定めるのが難しい場合には、裁判管轄を選択合意しないか非専属的管轄で合意することもできる。

改定された韓国の国際私法第 39 条は、知的財産権侵害関連の訴訟の特別管轄を規定している。

1-4. 調停と仲裁

国際調停に関する規定は、韓国の一審裁判所に知財調停申請をすることができる。

韓国の地方裁判所の他に、韓国発明振興法第 41 条による産業財産権紛争委員会に営業秘密と関連する調停を申請することができる。

韓国では、依然として仲裁よりは訴訟を好む傾向があるが、大韓商事仲裁院を仲裁地として最近活発に国際仲裁事件が最近増加しており、技術等の現代型紛争に関しては仲裁が大きな役割を担っており、当事者の合意によって第 3 国を仲裁地に定める場合もある。

韓国は、外国の仲裁判定に関するニューヨーク協約に 1973 年にすでに加入しており、世界各国がほとんど加入しているだけに執行が容易であるという長所がある。

1-5. 相互協議解決

韓国では、契約規定がない場合には相互協議によって定めるしかなく、それができない場合には、調停、仲裁、訴訟等の方法による解決をする。

1-6. 契約言語

当事者間の合意により定め、両当事者の言語ではなく、英語を優先させることを定めることができる。

条文記載例：

本契約は、英語とその他別の言語で作成することができる。
互いに異なる言語で作成された契約書間の差異または不一致がある場合は、英文契約書が全ての面で優先する。

1-7. 変更オプション違約金

韓国の民法第 398 条は、日本の民法第 420 条とほとんど同じ趣旨である違約金を損害賠償額の予定額として推定する規定をおいており、その額を裁判所が減額することができるようにしている。

違約金を違約罰と解釈することができるかの問題があるため、韓国では、原則として減額することができない違約罰規定を多く使用するケースが多くなっている。

大法院（最高裁）2022 年 7 月 21 日言渡し 2018 ダ 248855、248862、全員合議体判決によれば、違約罰の約定は、債務不履行を確保するために定めるもので、損害賠償額の予定額とその内容が異なるためその額を減額することができないと判示した。

韓国では、損害賠償条項に違約金よりは違約罰と明示するケースが多い。

2. 上記言及した条項外に韓国で多く使用される条項

2-1. 権利の不存在

① 本契約によって提供される秘密情報に関する全ての権利は、これを提供した当事者に属する。

② 本契約は、いかなる場合にも、本目的の履行のための目的以外には秘密情報を提供される者に秘密情報に関する何らかの権利や使用权を付与するものと解釈されない。

③ 本契約は、いかなる場合にも、当事者間に今後何らかの確定的な契約の締結、製造物の販売や購入、実施権の許諾等を暗示するか、あるいはこれを強制せず、その他本契約の当事者が秘密情報と関連して他の第三者と何らかの取引や契約関係に入ることを禁止するか、あるいは制限しない。

④ 秘密情報の提供者は、相手方に秘密情報を提供する適法な資格があることを保証する。

⑤ 各当事者は、本契約の目的のために相手の施設を訪問するか、あるいはこれを利用する場合には、相手方の諸般規定及び指示事項を遵守しなければならない。

2-2. 責任の免除

公開者は、受領者に提供した秘密情報の正確性や完全性について、明示的または黙示的な陳述や保証を提供せず、受領者が秘密情報を使用するか、あるいは秘密情報を信頼することによって発生したいかなる責任も負わない。

2-3. 権利義務の譲渡及び契約の変更

① 各当事者は、相手方の事前の書面同意なしに、本契約上の権利義務を第三者に譲渡するか、あるいは移転することができない。

② 本契約の修正や変更は、両当事者の正当な代表者が、記名捺印または署名した書面合意でのみなされることができる。

3. 営業秘密保護情報および標準秘密保持契約書

① 発明振興法第 55 条の 2 によって設立された韓国知的財産保護院で運営している「営業秘密保護センター」で、営業秘密保護に関する情報を確認することができる(<https://www.tradesecret.or.kr/main.do>)。

② 公正取引委員会では、「下請取引公正化に関する法律」第 12 条の 3 によって受給事業者の技術資料を原事業者に提供する場合に締結することを義務化されている秘密保持契約に対する標準秘密保持契約書を提供している

(https://www.ftc.go.kr/solution/skin/doc.html?fn=7e4673f5b2b03f6af339fba3fb7f202ce9d60f435b778c275c36fe8a7a106cb3&rs=/fileupload/data/result/BBSMSTR_000000004352/)。

4. 秘密であることが指定されない場合

① 秘密であることが指定された資料で秘密情報を限定しない場合には、下記のような規定を追加して、紛争の可能性を減らしている。

「公開者が提供する秘密情報上に秘密であることを知らせる文言(秘密または対外秘密等の表示等を含むがこれに限定されない)が表示されていないとしても、秘密情報に該当するか否かには影響を及ぼさない。」

② 下記のような文言を追加して、役員等に対する秘密保持義務を強化することができる。

「公開者は、受領者に役員等から秘密保持誓約書の提出を受ける等の方法により、該当情報の秘密性を保持するために必要な措置を要求することができる。」

5. 韓国の個人情報保護法

2023 年 9 月 15 日付で施行された韓国の個人情報保護法（法律第 19234 号、2023 年 3 月 14 日一部改正）によれば、韓国から国外に個人情報を移転するためには、情報主体から国外移転に関する別途の同意を受ける等、法令による要件を備えなければならない（法第 28 条の 8）。

また、個人情報の保護のための安全性確保措置、個人情報侵害に対する苦情処理および紛争解決に関する措置、その他に情報主体の個人情報保護のために必要

な措置等について個人情報の移転を受ける者と予め協議し、これを契約内容等に反映しなければならない（法第 28 条の 8 第 4 項、同施行令第 29 条の 10）。

さらに、日本の個人情報関連法令で個人情報の国外移転を制限する場合には、該当国家の水準に相応する制限ができる（法第 28 条の 10）。

したがって、韓国から日本に個人情報が移転される場合には、下記のような条項を追加する必要がある。

条文記載例

当事者は、個人情報の海外移転に関する別途の契約を締結しなければならず、各国家の個人情報関連法令で要求する措置等を遵守しなければならない。

※参考：個人情報保護法第 28 条の 8、第 28 条の 10、第 29 条の 10

6. まとめ

今日の世界各国は、人工知能・半導体等の核心産業分野を中心として、技術的なノウハウや研究開発情報等の秘密情報保護を強化するために、国内法制度と立法を継続的に改正している。

本 OI モデル契約書は、国際契約という点を考慮して、各国の法制度と立法改正の推移に注意しなければならない。

韓国に関しても、秘密情報法ともいえる「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」の他に、「個人情報保護法」そして国家的次元の核心技術保護のための「産業技術の流出防止および保護に関する法律」、「中小企業技術保護法」、「防産技術保護法」、「外国人投資促進法」等も検討しなければならない。

【ソース】

・韓国仲裁法

<https://www.law.go.kr/법령/중재법>

・韓国国際私法（準拠法・国際裁判管轄）

（2022 年 1 月 4 日改正、2022 年 7 月 5 日施行）

<https://www.law.go.kr/법령/국제사법>

- ・ 韓国民事訴訟法

<https://www.law.go.kr/법령/민사소송법>

- ・ 韓国発明振興法

<https://www.law.go.kr/법령/발명진흥법>

- ・ 韓国発明振興法（日本語）

<https://www.choipat.com/menu31.php?id=73>

- ・ 韓国民法

<https://www.law.go.kr/법령/민법>

- ・ 大法院判決（2018 다투 248855, 2018 다투 248862）

https://www.scourt.go.kr/sjudge/1658391648962_172048.pdf

- ・ 韓国営業秘密保護センター

<https://www.tradesecret.or.kr/main.do>

- ・ 韓国不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律

<https://www.law.go.kr/법령/부정경쟁방지및영업비밀보호에관한법률>

- ・ 韓国不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律（日本語）

<http://www.choipat.com/menu31.php?id=20>

- ・ 韓国下請取引公正化に関する法律

<https://www.law.go.kr/법령/하도급거래공정화에관한법률>

- ・ 韓国公正取引委員会

<https://www.ftc.go.kr/www/index.do>

- ・ 標準秘密保持契約書

https://www.ftc.go.kr/solution/skin/doc.html?fn=7e4673f5b2b03f6af339fba3fb7f202ce9d60f435b778c275c36fe8a7a106cb3&rs=/fileupload/data/result/BBSMSTR_000000004352/

- ・ 韓国個人情報保護法

<https://www.law.go.kr/법령/개인정보보호법>

- ・ 韓国個人情報保護法施行令

<https://www.law.go.kr/법령/개인정보보호법시행령>

- ・ 韓国産業技術の流出防止および保護に関する法律

<https://www.law.go.kr/법령/산업기술의유출방지및보호에관한법률>

- ・ 韓国中小企業技術保護の支援に関する法律（略称：中小企業技術保護法）

<https://www.law.go.kr/법령/중소기업기술보호지원에관한법률>

- ・ 韓国防衛産業技術保護法（略称：防産技術保護法）

<https://www.law.go.kr/법령/방위산업기술보호법>

- ・ 韓国外国人投資促進法

<https://www.law.go.kr/법령/외국인투자촉진법>

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)